

- ・新型コロナウイルスによる就業制限への対応
- ・協会けんぽの保険料率改定について
- ・36協定、どうやって代表者を選出する？

新型コロナウイルスによる就業制限への対応

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

2月1日付けで、新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19)が指定感染症として定められました。職員がCOVID-19に感染していることが確認された場合、「感染症法」に基づき、都道府県知事が就業制限や入院の勧告等を行うことができます。

感染症法により就業制限を行う場合は、労働安全衛生法第68条に基づく就業禁止措置の対象となりませんが、感染症法の制限に従っていただく必要があります。

休業手当の支払について

COVID-19に感染し、都道府県知事が行う就業制限により職員が休業する場合、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。

なお、協会けんぽに加入されている方で要件を満たせば、傷病手当金が支給されます。

協会けんぽの保険料率改定について

令和2年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、3月分(4月納付分)より、以下の通り変更となります。

健康保険料率(協会けんぽ)						介護保険料率	
大阪府	10.22%	兵庫県	10.14%	東京都	9.87%	全国一律	1.79%
京都府	10.03%	奈良県	10.14%	福岡県	10.32%		

36協定、どうやって代表者を選出する？

もうすぐ36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の更新の時期ですが、毎年代表者の選出に苦戦しています。どんな人を代表者にしたらいいのでしょうか？



①

36協定締結の際、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者を選出し、労働者側の締結当事者とする必要があります。

過半数代表者となることができる労働者は、管理監督者でないことが要件となります。また、使用者の意向に基づいて選出された場合、その36協定は無効になります。



②

やってくれそうな人に声を掛けて引き受けてもらう、というやり方ではダメなんですね。では具体的にはどうしたらいいのでしょうか？



③

選出手続は、投票・挙手の他に、労働者の話し合いや持ち回り決議などでも構いませんが、労働者の過半数が支持していることが明確になる民主的な手続がとられていることが必要です。また、選出にはパートやアルバイトなどを含めた全ての労働者が参加できるようにしましょう。

以下おすすめの手順をご紹介します。

- ①36協定締結のために、過半数代表者を選出することが必要である旨を事業場内に通知し、期日を指定して立候補者を募る。
- ②立候補者がいた場合、その人でいいか投票・挙手等で信任を問う。
⇒過半数の信任があれば決定。



④

過半数の信任を得られなかった場合はどうしたらいいですか？
また、立候補者がいない場合はどうなるのでしょうか？



⑤

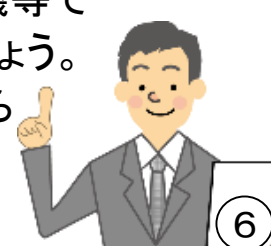
信任を得られなければ別の方に立候補してもらおうか、推薦してもらいます。(推薦の方法は以下と同様。)

立候補者がいない場合は、期日を指定して適任と思う人を推薦してもらいます。推薦がなかった場合は、事業主側が適任者を選び、その人に対して、投票・挙手等で信任を問います。
⇒過半数の信任があれば決定となります。

信任を得られなければ、別の方を推薦してもらいます。

代表者が決まったら、回覧・会議等での伝達により全職員に周知しましょう。

職員に「選出に参加していないから無効だ」と言われたいよう、きちんと選出するようにしましょう。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: 2020.02.14



イラスト協力: WANPUG